

地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く）と教育・保育施設の連携状況

連携状況
① 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
② 必要に応じて、代替保育（家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育）を提供すること。
③ 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児（事業所内保育事業の場合、地域枠に限る）を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(1) 連携施設設定数（①～③のいずれかを満たす）

(平成28年4月1日時点)

事業名	設置数	連携施設設定数	設定割合
家庭的保育事業	43	41	95%
小規模保育事業（A型）	86	77	90%
小規模保育事業（B型）	42	29	69%
小規模保育事業（C型）	2	2	100%
事業所内保育事業	9	6	67%
合計	182	155	85%

(2) 連携施設設置数（③を満たす）

(平成28年4月1日時点)

事業名	設置数	連携施設設定数	設定割合
家庭的保育事業	43	26	60%
小規模保育事業（A型）	86	58	67%
小規模保育事業（B型）	42	22	52%
小規模保育事業（C型）	2	0	0%
事業所内保育事業	9	3	33%
合計	182	109	60%

【出典：厚生労働省「家庭的保育事業等の連携施設の設定状況について」、「地域型保育事業の認可件数」（平成28年4月1日現在）】